

第7回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年1月24日(水) 午前9時～午前9時42分
2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2
3. 出席委員 13名
会長 15番
会長代理
委員 2番 3番 4番 5番 6番 7番
8番 9番 10番 11番 12番 13番
4. 欠席委員 1番 14番
5. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 議事日程について
 - 3 議事録署名委員の指名について
 - 4 会期の決定について
 - 5 事務局報告
 - ① 合意解約報告書 (6件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (6件)
 - ③ 農地法第4条申請の取下げ願い (1件)
 - 6 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
 - 日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 3件)
 - 日程第3 農地法第4条に規定による許可申請について (議案 2件)
 - 日程第4 農地法第5条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 1件)
 - 7 その他農政一般事項
 - 8 閉会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 局長補佐 管理調整係長 主任

議長 それでは只今から、第7回湧水町農業委員会定例総会を開催します。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議長 本日は、〇〇委員より所用のため出席できない旨の申出がありました。

議長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、13番〇〇委員と14番〇〇委員を指名します。

議長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が6件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 1ページです。①合意解約申出書6件です。番号1。貸人、湧水町般若寺〇〇〇〇。借人、湧水町北方 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町北方字中三鳥〇〇〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡ 外2筆の計3筆 〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日。利用権の種類は賃貸借。解約の理由は廃業のため。土地の引渡しの時期は令和5年12月15日です。番号2。貸人、大阪市 〇〇〇〇。借人、湧水町北方 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町北方字関〇〇〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡、他11筆 全部で12筆、面積〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日。解約の理由は廃業のため。利用権の種類は賃貸借。土地の引渡しの時期は令和5年12月18日です。番号3。貸人、湧水町米永 〇〇〇〇。借人、湧水町米永 〇〇〇〇。土地の所在 湧水町米永字山崎〇〇〇〇 地目は田 面積〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は令和5年5月1日から令和15年4月30日。解約の理由は耕作者が体力的に耕作できなくなったため。利用権の種類は使用貸借。土地の引渡しの時期は令和5年12月19日です。番号4。貸人 湧水町恒次 〇〇〇〇。借人、鹿児島市(公財)鹿児島県地域振興社。土地の所在 湧水町恒次字大地添〇〇〇〇 地目は田 面積は〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は平成29年12月31日から令和9年12月30日。解約の理由は土地を娘に贈与するため。利用権の種類は使用貸借。土地の引渡しの時期は令和6年1月31日です。番号5。貸人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人、鹿児島市(公財)鹿児島県地域振興社。土地の所在、湧水町鶴丸字上新田〇〇〇〇、地目は田、面積は〇〇〇〇㎡ 外1筆 計2筆で〇〇〇〇㎡であっせん等の希望は無です。契約の期間は平成

28年12月31日から令和8年12月30日。解約の理由は耕作者変更のため。利用権の種類は使用貸借。土地の引渡しの時期は令和6年1月31日です。番号6。貸人，湧水町北方 ○○○○。借人，鹿児島市（公財）鹿児島県地域振興社。土地の所在 湧水町川添字馬場下○○○○，地目は田，面積は○○○○㎡外1筆 計2筆で，○○○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間は平成30年12月1日から令和10年11月30日。解約の理由は土地を贈与するため。利用権の種類は使用貸借。土地の引渡しの時期は令和6年1月31日です。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
（なしの声）

議長 無ければ，以上で合意解約申出書を終わります。次に，農地法第3条の3第1項の規定による届出書が6件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 3ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が6件です。番号1。権利取得者，鹿児島市 ○○○○。権利取得日，令和5年9月7日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，米永西玉○○○○，地目は田 面積は○○○○㎡。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者，霧島市 ○○○○。権利取得日，令和5年9月7日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，米永中迫○○○○ 地目は畑 面積は○○○○㎡ 外1筆ありまして計2筆 合計面積○○○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号3。権利取得者，湧水町中津川 ○○○○。権利取得日，令和5年7月10日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，中津川中水流○○○○ 地目は田 面積は○○○○㎡，外1筆ありまして計2筆 合計面積○○○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号4。権利取得者，湧水町稲葉崎 ○○○○。権利取得日，令和5年10月24日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，稲葉崎大迫田○○○○ 地目は田 面積は○○○○㎡。あっせん等の希望は無です。次に番号5。権利取得者，湧水町幸田 ○○○○。権利取得日，令和5年9月21日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，幸田竹山○○○○ 地目は田 面積は○○○○㎡。あっせん等の希望は無です。次に番号6。権利取得者，湧水町木場 ○○○○。権利取得日，令和5年12月20日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，木場川原口○○○○ 地目は畑 面積は○○○○㎡。外に27筆ありまして。田8筆 畑20筆 計28筆の合計面積○○○○㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。次に、農地法第4条申請の取下げ願いが1件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 5ページです。農地法第4条申請の取下げ願いについて。番号1, 11月の第5回定例総会で第4条に規定による許可申請がでました議案第41号について、申請者である、湧水町木場〇〇〇〇番地の〇〇〇〇氏より令和6年1月4日付けで、しばらく様子を見て判断したいとの理由により、第4条申請の取下げ願いが提出されました。土地については、木場字城ヶ尾〇〇〇〇, 地目は田, 面積〇〇〇〇㎡です。議案第41号の取り下げ承認をお願いします。なおこちらにつきましては、総会において3条で取得してから期間が短いとの指摘がありまして、本人に説明をしたところ、先ほどの理由により申請の取下げをされるということでした。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 無ければ、以上で農地法第4条申請の取下げ願いについて を終わります。以上で事務局報告を終わります。

議長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第61号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。まず利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 6ページです。日程第1 議案第61号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1) 利用権設定 整理番号1号から23号です。下の表の地区別集計表をご覧ください。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田 36,559 ㎡, 畑 40,183 ㎡ 小計 76,742 ㎡です。次に7ページです。総括表になります。こちらも合計だけ申し上げます。賃貸借の田が 27,157 ㎡, 畑が 35,811 ㎡。使用貸借の田が 9,402 ㎡, 畑が 4,372 ㎡となります。詳細については8ページから15ページに記載してありますのでお目通しください。以上です。

議長 まず整理番号1号から整理番号2号を審査します。整理番号1号から整理番号2号については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、6番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めするため、暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号1号から整理番号2号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号から整理番号2号については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号1号から整理番号2号については、承認することに決定しました。
- 議 長 ○○委員の出席を求めるため、暫時休憩します。
(○○委員着席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。次に整理番号3号から整理番号4号を審査します。整理番号3号から整理番号4号については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、7番○○委員が抵触しますので、退席を求めるため、暫時休憩します。
(○○委員退席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号3号から整理番号4号について、ご質問ご意見等ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号3号から整理番号4号については、承認することに決定しました。
- 議 長 ○○委員の出席を求めるため、暫時休憩します。
(○○委員着席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。次に、整理番号5号から整理番号23号を審査します。整理番号5号から整理番号23号について、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号5号から整理番号23号については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号5号から整理番号23号については、承認することに決定しました。
- 議 長 次に、所有権移転の審査を行います。整理番号1号について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 6ページをご覧ください。今度は、所有権移転です。地区別集計表の真ん中をご覧ください。合計は田のみの2,647㎡です。次に17ページをお開きください。議案第61号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。
(2)所有権移転です。整理番号1。土地の所在、鶴丸字上新田○○○○地目は田、農振内農地で面積○○○○㎡、他1筆、計2筆で○○○○㎡です。渡人、始良市 ○○○○。受人、湧水町鶴丸 ○○○○。経営面積は

〇〇〇〇㎡です。利用目的は所有権移転で、全部で〇〇万円です。移転時期及び引渡時期は令和6年1月24日。受人は認定農業者です。以上です。
議 長 整理番号1号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

8 番 8番〇〇が報告します。農業経営基盤強化促進法に係る議案第61号整理番号1号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページから5ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の農業経営の規模など農業経営基盤強化促進法第19条第4項の要件を満たしていることを確認し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号1号については、承認することに決定しました。

議 長 以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。

議 長 次に、日程第2農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題とします。議案第62号から議案第64号までの3議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 18ページです。日程第2農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第62号。権利、所有権移転。土地の所在、木場字竹牟禮〇〇〇〇、地目は畑、農振内、面積は〇〇〇〇㎡です。渡人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人、始良市 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇〇〇㎡です。労力総数3。申請事由 規模拡大。種類は贈与です。次に議案第63号。権利、所有権移転。土地の所在、恒次字大地添〇〇〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇〇〇㎡です。他1筆、計2筆で〇〇〇〇㎡です。渡人 湧水町恒次 〇〇〇〇。受人 鹿児島市 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は親子間の贈与です。次に議案第64号。権利、所有権移転。土地の所在、川西字今園〇〇〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇〇〇㎡です。渡人、鹿児島市 〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は無です。労力総数1。申請事由は空家に付随した農地の取得です。以上です。

- 議 長 農地法第3条の許可区分は、湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず議案第62号について審議します。議案第62号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 7 番 7番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第62号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の6ページから8ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第62号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第62号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に議案第63号について審議します。議案第63号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 14 番 14番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第63号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の6ページ、9ページから10ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第63号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第63号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に議案第64号について審議します。議案第64号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 14 番 14番〇〇が報告します。農地法第3条に係る議案第64号の現地調査の

報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の11ページから13ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は畑です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ，議案第64号は調査委員の報告は許可相当ということですので。許可相当と認め，許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第64号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 以上で，農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について を終わります。

議長 次に，日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。議案第65号から第66号までの2議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 19ページです。日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について。議案第65号，土地の所在 木場字留ヶ原〇〇〇〇 地目畑 農振外。面積〇〇〇〇㎡。他2筆，計3筆の計〇〇〇〇㎡。地種は2種。申請人は，湧水町木場 〇〇〇〇。形態は転用。用途は山林。杉900本を植林予定です。申請事由は，鳥獣被害も多く生産性も低い為，申請地に植林を行い活用したいためです。次に，議案第66号，土地の所在 木場字牧野〇〇〇〇 地目畑 農振外。面積〇〇〇〇㎡。他2筆 計3筆で〇〇〇〇㎡。地種は2種，申請人は，湧水町木場 〇〇〇〇。形態は転用。用途は農家住宅・通路。農家住宅が〇〇〇〇㎡。通路〇〇〇〇㎡。申請事由は，申請地は既に農家住宅・通路として使用しており，正式に転用を申請したいためです。以上です。

議長 順を追って審議します。まず議案第65号について審議します。議案第65号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

7番 7番〇〇が報告します。農地法第4条に係る議案第65号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書，議案参考資料の14ページから17ページを参照してください。周囲の状況は，北

は山林，東は山林，南は山林，西は山林です。一般基準の他法令関係については，該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については，特にありません。添付書類は，位置図，配置図，被害防除計画書及び誓約書がありました。転用許可に関しての調査意見は，農地転用に関する許可基準に照らし，「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」 また，転用することによって生じる付近農地への支障等は，特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第 6 5 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め，転用面積が 3,000 m²を超えることから，県定例常設審議委員会の諮問を経て，県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 6 5 号につきましては，許可相当と認め，県定例常設審議委員会の諮問を経て，県知事に進達することに決定しました。

議 長 次に，議案第 6 6 号について審議します。議案第 6 6 号についても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

10 番 10 番〇〇が報告します。農地法第 4 条に係る議案第 6 6 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書，議案参考資料の 14 ページ，18 ページから 21 ページを参照してください。周囲の状況は，北は宅地，東は宅地及び畑，南は畑，西は畑です。一般基準の他法令関係については，該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については，特にありません。添付書類は，位置図，配置図，被害防除計画書及び誓約書，始末書等がありました。転用許可に関しての調査意見は，農地転用に関する許可基準に照らし，「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」また，転用することによって生じる付近農地への支障等は，特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第 6 6 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め，県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 6 6 号につきましては，許可相当と認め，県

知事に進達することに決定しました。

議長 以上で、農地法第4条の規定による許可申請について を終わります。

議長 次に、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について を議題とします。議案第67号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 20ページです。日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第67号。権利，所有権移転。所在，般若寺字橋口〇〇〇。地目田。農振外。〇〇〇〇㎡。2種。渡人，鹿児島市 〇〇〇〇。受人，鹿児島市 〇〇〇〇。用途太陽光発電施設。申請事由，土地の有効利用として，将来に渡って社会に役立つ再生可能エネルギーの太陽光発電所を設置したい。以上です。

議長 議案第67号につきましては，先の議案第393号において，現地調査の報告がなされていますので，事務局から報告いたします。

事務局 農地法第5条に係る議案第67号の現地調査の報告をいたします。なお，現地調査につきましては，7月に農振除外申出の際に実施しております。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の22ページから25ページをご参照ください。周囲の状況は，北は道路，東は雑種地，南は道路，西は田です。一般基準の他法令関係については，該当ありません。また，周囲の農地等への支障の有無については，特にありません。添付書類は，位置図・配置図，被害防除計画書及び誓約書がありました。転用許可に関しての調査意見は，農地転用に関する許可基準に照らし，「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」また，転用することによって生じる付近農地への支障等は，特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問・ご意見等がなければ，議案第67号は，調査委員の報告は許可相当ということです。県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第67号については，許可相当と認め，県知事に進達することに決定しました。

議長 以上で，農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について を終わります。

議長 次に，その他農政一般事項についてですが皆様方から何かございませんか。

(なしの声あり)

議長 なければ，以上で終わります。以上で，本日付議されました議案は全部終

了いたしました。これで、第7回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前9時42分